

TKC全国会最高顧問 飯塚真玄

飯塚毅博士の職業的使命感はどこから生まれたのか？

■とき…平成30年10月19日(金)
(敬称略)

戦後の米軍占領下から日本が独立するまでの
税をめぐる動きは奥が深い

本日のお話で申し上げたいことを先にお伝えしますと、租税正義の担い手である税理士という職業が、世の中にとって

いかに大切であるかということです。

私の父、飯塚毅博士が生まれたのは大正7年で、西暦で1918年。今からちょうど100年前です。今年(2018年)9月に、生誕百年を記念して6名の執筆者による書籍『飯塚毅博士生誕百年記念



◎飯塚真玄(いいつかまさはる)氏

昭和43年早稲田大学商学部卒業後、飯塚毅博士が創業した株式会社TKCに入社。58年代表取締役社長、平成20年代表取締役会長、26年取締役会長を歴任し、28年に名誉会長に就任。現在、宇都宮大学客員教授、栃木県文化協会会長。著書に『中小企業の発展は戦略的な中期経営計画だ!』(産能大学出版部)、『自利利他の経営―「会計事務所」の職域防衛と運命打開」を目指して』(TKC出版)等。

論文集』(TKC出版)が発刊されました。

私もいま、本日お話しさせていただく「飯塚毅博士の職業的使命感はどこから生まれたのか?」をテーマに、原稿を書いていきます。いろいろ調べていくなかで実感を得たのは、使命感の醸成には時代背景が非常に深く関わっており、税理士という職業もまた時代の変化によって大きく変わるということでした。特に日本が太平洋戦争に敗れて米軍の占領下に入った昭和20年8月15日から、独立する昭和27年4月28日までの間における日本の税をめぐる出来事や、それがどこから波及してきたのかなどについて調べていくと実に奥が深いと感じています。

本日は、そうした戦中戦後の時代背景を辿りながら、飯塚毅博士の職業的使命感、つまり税理士としての使命感はどこから生まれたのかについてお話しさせていただきます。

それではまず、飯塚毅博士が生まれてからTKC全国会を結成するまでの年譜に沿って、主要な事項をざっとお話しします。

飯塚毅博士は大正7年7月8日に生まれています。16歳のときに栃木県の那須にある雲巖寺の植木義雄^{ぎゆう}老師に師事いたしまして、これが大きな転機となります。昭和14年に東北帝国大学に進学し、在学中に陸軍に応召され、昭和18年4月10日に野砲隊に入ります。いわゆる学徒出陣があるわけですが、昭和18年10月までは招集の猶予が与えられていました。したがって4月に出征したということは学徒出陣よりも前の出征ということです。これについてはエピソードがありますので、のちほどお話しいたします。

昭和19年に幹部候補生に抜擢されて、陸軍経理学校に5月に入校し、11月まで過ごします。そこではTKC全国会においても、また中央大学から法学博士をいただくときにもお世話になった染谷恭次郎先生や八木國之先生と知り合うことができたのです。

昭和20年8月に終戦となり、翌昭和21年4月1日に会計事務所を開業します。開業したときは計理士及び税務代理士と

いう資格でした。

昭和22年2月1日にゼネストが企画され、これが申告納税制度創設に大きな影響を与えたというお話を武田昌輔先生からうかがったことがあります。そのあとは昭和46年に53歳でTKC全国会を結成するまで、年譜のような経緯を辿りました。

それではあらためて話を昔に戻し、飯塚毅博士の歩みとその時代背景を見てまいります。

飯塚毅博士は16歳のときから栃木県の那須の雲巖寺の植木義雄老師に師事しています。

植木老師は広島のご出身で、僧堂の

飯塚毅博士の年譜 (TKC全国会の結成まで)



大正 7年(1918)	—	7月8日：栃木県鹿沼市に誕生
大正14年(1925)	7歳	小学一年生、自転車事故（半年間入院）
昭和 8年(1933)	15歳	立正大学片山随英教授との出会い
昭和10年(1935)	16歳	那須の雲巖寺植木義雄老師に師事
昭和14年(1939)	21歳	東北帝国大学法文学部法科に入學
昭和15年(1940)	23歳	植木義雄老師より見性を許される
昭和16年(1941)	24歳	12月8日：太平洋戦争始まる。12月14日：結婚
昭和18年(1943)	25歳	4月10日：東部第40部隊に応召、東北帝国大学を繰り上げ卒業
昭和19年(1944)	26歳	5月～11月：陸軍経理学校
昭和20年(1945)	27歳	8月15日：終戦、9月18日：復員（第16方面軍経理部主計少尉）
昭和21年(1946)	28歳	4月1日：飯塚毅会計事務所を開業（計理士・税務代理士）
昭和22年(1947)	29歳	2月1日：2・1ゼネスト、4月1日：申告納税制度の採用
昭和23年(1948)	30歳	7月：「公認会計士法」制定
昭和24年(1949)	31歳	シャープ税制勧告（第1回）、「巡回監査報告書」を開発
昭和25年(1950)	32歳	シャープ税制勧告（第2回）、青色申告制度の導入
昭和26年(1951)	33歳	6月：「税理士法」制定、11月：事務所の危機
昭和27年(1952)	34歳	4月28日：日本独立・主権回復、12月：植木義雄老師から『自利利他の行に励む』の墨蹟が届く
昭和37年(1962)	44歳	第8回世界会計人会議（NY）に出席、TKCの設立を決議
昭和38年(1963)	45歳	「飯塚事件」が発生
昭和39年(1964)	46歳	職員4名が起訴される。衆議院大蔵委員会で「飯塚事件」の質疑（4回）
昭和40年(1965)	47歳	国税庁長官依願免官
昭和41年(1966)	48歳	TKCを設立、社長に就任
昭和45年(1970)	52歳	「飯塚事件」が結審、職員4名全員が無罪の判決（宇都宮地方裁判所）
昭和46年(1971)	53歳	TKC全国会を結成、会長に就任。「自利利他」（自利トハ利他ライフ）を基本理念とする



TKC創業者 飯塚 毅 博士

修行は京都の妙心寺でされたと聞いています。

飯塚毅博士が植木老師にどういう指導を受けたか。また自分がどういう参禅をしたかについて、昭和59年8月号の『TKC会報』巻頭言「抜隊^{ばつすい}参師とその語録」に書かれています。

はじめに

わたくしは、禅の専門家（僧侶）ではない。しかし、縁あって、十六歳のときから三十二年間、栃木県的那須山中の雲巖寺という禅寺の植木義雄老師について、参禅の体験をもった。植木老師は生前、五百年間出^{かんしゅ}の師家といわれ、五百年に一度ぐらしか現われなほどの、偉大な禅の師匠であるといわれていた。わたくしが、参禅の体験をもったと申し上げると、多少誤解を招くかも知れない。それは、わたくしが、今の専門道場の雲水さんのように、毎日のように、老師の部屋に入室して、禅の問答をやったわけではないからである。わたくしが、植木老師から、「悟り」を許されるまで、わたくしは、四回か五回しか、入室していない。そんなことは、世間一般の参禅に関する常

識からは、凡そ、考えられないことも知れない。しかし、事実だから致し方がない。

わたくしの参禅の仕方

何しろ、四回か五回ぐらいいしか、型通りの参禅入室をやっていない。そこへもつて来て、わたくしはご存知のパーであるから、型なんて、どうでも良いと考え、覚えようとしなない。だから、参禅入室の都度、植木老師は「こうやるんじや」とわたくしに教えてくれたのである。それを、直ぐ忘れてしまう。公案は趙州の「無字」だけ。後年、大慧禅師がそうであったことを知って、我が意を得たり、と思ったが、それは、ずっと後のことである。ただ、強いて、わたくしの参禅の特色といえ、例えば、老師と廊下などですれ違うと、その都度、真剣勝負の火花が散った、ことである。わたくしには、行住坐臥の全部が参禅だった、ということである。或る夏の夕方、たまたま、わたくしが老師の居間の敷居のところに佇^{たたず}んでいたとき、老師は「どうじゃ飯塚、いまから参禅を聞いてやろうかな」と声を掛けられたことがある。わたくしは透^す

かさず、大喝一声した。「何をいうか、面接底^{てい}これ参禅底^{てい}じゃ」と。老師は間髪をいれず「参った」と叫ばれた。こんな風な参禅だったのである。

私も禅寺には随分行きましたのでこの文章から感じるのは、飯塚毅博士は天才的なレベルの参禅をしたなということです。また、植木老師もよくぞここまで飯塚毅博士を指導されたなとほんと感じっています。

軍事教官を怒らせ召集猶予取り消しに

飯塚毅博士は、昭和18年4月、召集を受けます。さきほど触れたように、なぜ学徒出陣の前に召集されてしまったのか。飯塚毅博士はそのことについて『TKC会報』平成9年7月号の巻頭言「わが青春の東北帝国時代」に次のように書いています。

戦時中、各帝国大学には、軍事教官が配属されて、軍事訓練と軍事講話が行われていました。講話が終わる頃に質問時間があり、私は真つ先に挙手をして発言を求めるのでした。



「教官殿は、ただいまの講話で、わが国が中国に対して一銭の賠償金も一寸の領土も求めないがゆえに、今回の戦争を聖戦だとおっしゃいましたが、教官殿のおっしゃることは間違っています。たとえば、普仏戦争において戦勝国のプロシヤは、フランスに対して一フランの賠償金も一インチの領土も要求しませんでした。普仏戦争は、プロシヤにとって聖戦だったのでしょいか。そうではなく、大日本帝国憲法上、神

聖なる天皇が指揮される戦争だから、今回の戦争を聖戦というのではありませんか」

こうした私の発言で、その教官は何度か壇上で立ち往生し、軍当局が大学生に認めている召集猶予の特権を飯塚から剥奪したのです。

こういう質問をしているのですね。あとあの飯塚事件にも関係してくるような精神的態度です（会場笑い）。反感を買っても平気でいたようなところがあつたわけです。

飯塚毅博士は野砲兵第20連隊に入営しましたが、その連隊は宇都宮に本拠を置く第14師団の一部を構成しています。その第14師団は昭和19年にペリリュー島に送られます。ペリリュー島は旧日本軍の将兵約1万人がほぼ全滅した、太平洋戦争の激戦地です。数年前に天皇陛下が皇后陛下とご一緒にペリリュー島を公式訪問され、慰霊の旅をされました。

飯塚毅博士は野砲隊に勤務していたときに馬の皮膚病が体中に伝染してしまったことから、ペリリュー島に行きませんでした。平成7年頃にその皮膚病が再発し、手袋やマフラーなどを着けていたこ

とが思い出されます。

昭和19年5月に陸軍経理学校に採用されてその学生となり、同年11月から20年8月までの間は陸軍見習士官として過ごします。

8／28米軍先遣隊が軍票を持って厚木に到着 9／2ミズーリ号の甲板で降伏文書の調印式

そのあとすぐに終戦となり、日本はポツダム宣言を受諾します。玉音放送が昭和20年8月15日の正午に放送され、13日後の8月28日には米軍の先遣隊が厚木基地にやってきました。先遣隊の指揮官はテンチ大佐という方で、150名の部下を連れて、飛行機17機で厚木基地に着陸したそうです。日本側は、有末精三中将が応対し、それを副官の鎌田詮一中将が手伝っています。

このとき日本は米軍が軍票を持つてくることを察知していて、日本の大蔵省は、米軍の軍票の使用阻止に動いています（軍票…戦争時に占領地もしくは勢力下にて軍隊が現地からの物資調達及びその他の支払いのために発行される擬似紙幣）。かねて日本が東南アジアにおいて軍票を使って同様のことをしていた経験から、軍票を使われ

たら日本経済は減茶苦茶になってしまう
と考えたからでしょう。

このことは税制の問題と密接に絡んで
くるのですが、その軍票を止めるために
さまざまな努力がなされました。

連合国軍最高司令官ダグラス・マッカー
サー元帥は、先遣隊到着の2日後の8月
30日に厚木基地に到着します。

そして、その3日後の9月2日に東京
湾に浮かぶ米国戦艦ミズーリ号の甲板で
日本の降伏文書の調印がなされました。
ミズーリはいま、ハワイのパールハーバー
に係留されています。

軍票使用を含む三つの布告を日本政府が マッカーサー元帥を説得して撤回させる

この昭和20年9月2日という日をもつ
て日本は正式に降伏したこととなります。
終戦の日として一般的に知られている8
月15日は、法的には降伏ではないといわ
れています。

9月2日の降伏文書の調印式には、日
本政府代表として重光葵外務大臣が、大
本営代表として梅津美治郎陸軍参謀総長
の2名が出席し、署名しています。調印
式は午前9時から始まり、20分程度で終

わったそうです。

この9月2日は重要です。GHQから、
「日本国民に告ぐ」という日本占領の基
本方針のような布告を翌日に出すと日本
側に伝えられるからです。布告は第1号
から第3号まであります。

第1号第1条には、「行政、司法及び
立法の三権を含む日本帝国政府の一切の
権能は、爾今、本官の権力下に行使され
るものとする」とあります。本官という
のはマッカーサーのことです。つまり行政、
司法、立法の三権全てをマッカーサーの
指揮に従ってやれと言っています。

第5条では、英語を公用語とすると言
い、日本語と英語を比較して違いがある
場合には、英語のほうが正文だという宣
言をしています。

また、布告第2号は犯罪及び罪科に関
する内容で、次のように重要なことが書
いてあります。

「故意に連合国に対し敵意ある行動を為
す一切の私人は占領軍裁判所の判決に基
づき死刑もしくは当該裁判所の判決する
その他の刑に処せられるべし」。つまり
死刑を含む刑罰を国民に与えると言って
いるわけです。

布告第3号は通貨について書かれてお

り、軍票を使うと宣言しています。

これら布告の内容は、降伏文書の調印
式が行われた9月2日の午後に、米軍側
から日本政府に示されます。日本政府で
は現場の事務官が受け取り、内閣に報告
し、これを止めるために大変な努力がな
されます。結局、重光葵外務大臣が3日
の早朝にマッカーサーを訪ねて説得し、
三布告を撤回させることに成功します。
これで日本政府は安堵したわけです。

米軍駐留経費(終戦処理費)の過重な負担が 終戦直後の苛斂誅求な徴税の元凶

ところが間接統治でありながら、三布
告に匹敵する命令が、連合国軍最高司令
官指令(GHQ指令)として新たに出され、
それが次々に発表されていきます。

指令第1号の「陸海軍解体、降伏先、
軍需生産の全面停止」が昭和20年9月2
日に出され、その後、日本がサンフラン
シスコ条約により主権回復する昭和27年
4月28日の直前まで、2204本の指令
がGHQから出されます。持株会社解体
に関する指令や戦争利得の除去及び国家
財政の再建、農地改革に関するものなど
です。戦後日本の大変な改革のプログラ

ムはみな、GHQからの指令で始まっていることがよくうかがえます。

特に注目したいのは、昭和20年9月3日に出示された指令第2号「武装の引渡し、復員、連合軍捕虜、資源の調達」です。資源のうち石油、労務、住居に関して述べていて、石油は全部日本側で準備するように要求しています。労務は米軍が日本に在るにあたり人手を使う労務で、道路や鉄道などを掲げ、日本側に全部タダでやれといっています。住居についてもいろいろな建物を準備しなさいと。これらの命令を日本は聞かなくてはならなかったのです。

昭和20年9月22日には、GHQからではなく、米政府から「初期の対日方針」が発表されます。それに対して日本政府は「終戦処理費」という科目をもって対応していきます。

その終戦処理費についてですが、資料を見ていただくと、昭和22年度の一般会計の歳出は2058億円。当時、公務員の大卒の初任給が5000円でしたから今が20万円とすると4000倍の貨幣価値の変化があったわけなので、大変な金額になります。全歳出のうち、米軍の石油、労務、住居のために終戦処理費は31%を

占めています。終戦処理費は敗戦直後の昭和21年から日本が独立する昭和27年までの約7年にわたり、信じられないほどの巨額を負担させられています。

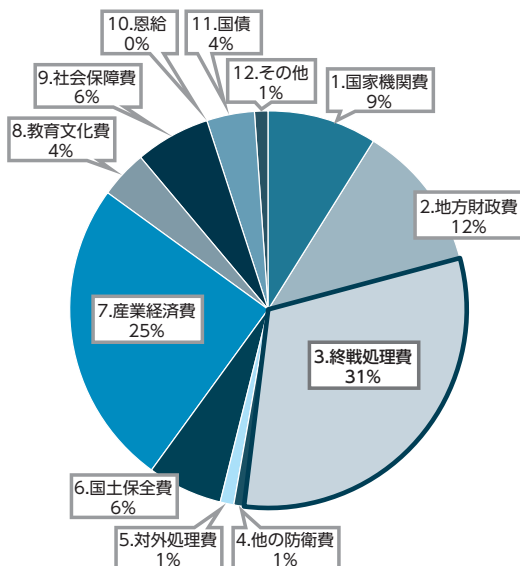
このことについて、ジョン・ダワーというピューリッツァー賞を取った歴史学者は、著書でこう述べています。

以上のような状況は、敗戦に伴う膨大な政府支出によっていっそう悪化した。そのうちのひとつである兵隊や民間人の復員・引揚げのための費用は予想の範囲内のことであったが、もう一つの支出のほうには、日本政府は肝をつぶした。占領軍がやってきてはじめて巨大な占領軍の

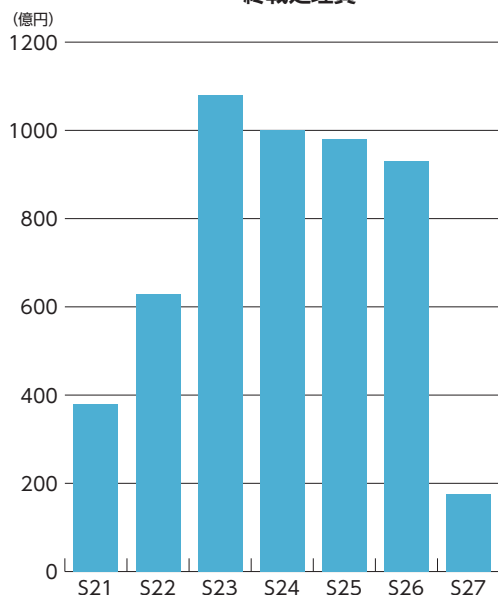


「終戦処理費」 苛斂誅求の元凶

昭和22年度一般会計(歳出)
2058億41百万円



終戦処理費



ための住宅費と維持費の大半を支払わねばならないことがわかったのである。事実、この占領軍向け支出は、占領開始時の国家予算の実に三分の一を占めた。しかもこれは一時的な負担ではなかった。その後、米軍の駐留を直接支えるための支出額は、国家予算に占める比率の上では低下したが、最も大きな政府支出の項目の一つであることは、その後も変わらなかった。予算項目の中では、この費用は占領軍当局の命令で終戦処理費、あるいは単に「その他の費用」といった婉曲な言葉で偽装がほどこされた。

『敗北を抱きしめて』（岩波書店）

こういうわけです。給料や兵器にかかる費用はアメリカの予算でやっています。が、敗戦後の非常な経済困難の中で、日本政府が米軍駐留経費を全て負担していたことをご存じだった方はどれほどおられるでしょうか。

このことは驚くべきことです。終戦直後の税務署は、実に苛斂誅求（きせんとしゅう 情け容赦なく税金を取り立てる）な徴税だったと聞かれています。まさに終戦処理費の存在がその元凶であつたわけです。

昭和22年から平成29年までの国会議論での「苛斂誅求」という言葉の出現頻度を調べてみると、昭和21年から昭和27年まで特に多くありその後も出現していますが、最近ほとんど出てこない年もあります。申し上げたいのは、こういう税務行政の文化が続いてきたことやその変化が、税理士の先生方の時代背景を作っていたということです。

（終戦後の日本における税金の取り立てのすさまじさについては、当時の国税幹部による反省の弁が、大蔵省財政史室編『昭和財政史（8）』（東洋経済新報社）に載っています。大変ボリュームのある本ですが、要は、当時はひどいことをやっていたと振り返っているわけです。）

（昭和25年に、アメリカの税務行政を視察して帰国した高橋国税庁長官がGHQに提出した報告書に次の文章がある。）

率直にいつて、わが国は、法律の上では1947年以来、最も民主的な申告納税制度を採用しているが、税務機構および税務行政の根本的態度においては、依然として昔の賦課課税時代の旧套（きゅうたう）を脱していないのみか、戦後のイ

ンフレ阻止と税収確保の観点から、目標制度等に依つて昔時（せきじ）よりも遙かに強権的な課税および徴税が強行された反面、賦課課税時代には一種の安全弁となつていた所得調査委員会等が廃止されたために、結果としては、税は戦前戦中に比して遙かに反民主的になり、政府と納税者とが互いに背き合う方向に進んで了つている。

『昭和財政史（8）』（東洋経済新報社）

まことにこれは反省の弁だと思います。当時のいろいろな資料を調べると、税金が払えないからと首をつつたり、一家心中をしたりという話が随分出てきます。それほど税金の取り立てがすごかったわけです。

そういう環境の中で、GHQが東京・有楽町の第一生命ビルに総司令部を構えます。

さらに、「ポツダム緊急勅令」が制定されます。さきほどお話しした布告第1号にあつたように、司法、行政、立法の三権を牛耳るという宣言と同じ意味です。超憲法的法的措置です。まず、昭和20年9月20日にポツダム宣言の受諾に伴い発する命令については有効だという説明を

占領下における税制・財政改革

- 昭和21年 「金融緊急措置令」、「日本銀行券預入令」
「臨時財産調査令」、「戦時補償特別税法」
「財産税法」、「増加所得税法」
- 昭和22年 「改正所得税法」（申告納税制度の導入）
「改正法人税法」（申告納税制度の導入）
「非戦災者特別税法」
- 昭和23年 「取引高税」、「公認会計士法」
- 昭和24年 「第一次シャープ税制勧告」
- 昭和25年 「第二次シャープ税制勧告」
「改正所得税法」（青色申告制度の導入）
「改正法人税法」（青色申告制度の導入）
- 昭和26年 「税理士法」
- 昭和27年 「改正所得税法」（青色専従者控除制度の導入）

します。

法的形態について勅令、閣令または省令としています。さらに、日本国憲法が施行されるときに勅令は廃止されますが、その法律効果は継続すると宣言しています。米軍の監督下において多くの数のポツダム勅令、閣令、府令、省令、庁令が制定されました。

また、労働組合の結成を促進するために、GHQは意図的に共産党員を刑務所から探し出して開放しています。

占領下において税制・財政改革も次々に行われました（表）。

飯塚毅博士はシャープ勧告を「正しく記帳された帳簿は証拠力がある」と読んだ

そういう歴史的な経過の中、飯塚毅博士は、昭和21年4月1日に飯塚毅会計事務所を開業します。開業時に事務所の前で撮られた写真を見ると、事務所の看板に「計理」「税務代」の文字が確認でき、計理士、税務代理士の資格で始められたことが分かります。

昭和24年には、戦後税制の基本となったシャープ勧告が出されます。おそらくこれを飯塚毅博士は目を皿にして読んだはずです。

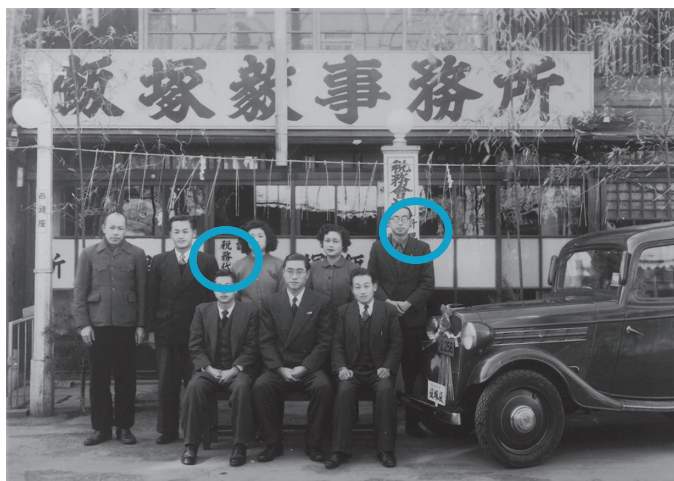
シャープ勧告の中で飯塚毅博士が特に注目していたのは、「日本における記帳は嘆かわしい状態にある」とこと、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するように奨励、援助するようあらゆる努力と工夫を傾けなければならない。同様に、税務職員がそのような正確な帳簿に基づいた申告を尊重するようあらゆる努力と工夫を傾注しなければならない」とことでし

た。

この主張が、青色申告制度の創設等につながります。

また、シャープ勧告では、「正しく記帳された帳簿は尊重されるべき」とされました。「調査は更正決定の前に行わなければならない。そして、帳簿が不正確であることが明らかに指摘されない限りそれは尊重されるべきである」と。

この考え方はドイツの正規の簿記の諸原則の影響を受けたものではないかと思



飯塚毅会計事務所（昭和21年4月1日開業）

います。おそらく飯塚毅博士はこれを読んだとき小躍りして喜んだと思います。

ただ、当時の日本政府はシャープ勧告のこの考え方を、更正するための要件として捉えてしまっています。飯塚毅博士は「正しく記帳された帳簿は証拠力がある」と読んだのですから、その読み方に食い違いがあります。

シャープ勧告以前の、戦後初の日本の法人税法は、昭和22年3月31日発令、4月1日適用されました。申告納税制度が導入される前です。政府の判断で課税標準が変更できていました。

それが、シャープ勧告後の昭和25年3月31日の法人税法については、「その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる」となり、更正は計算に誤りがある場合に限られることとなりました。

飯塚毅博士は帳簿に証拠力があると捉えたといいましたが、これがその後の正規の簿記の諸原則の研究につながってくる出発点であったと思います。

飯塚毅博士は著書『正規の簿記の諸原則（改訂版）』（森山書店、1988年）において、日本の法人税法と所得税法は帳簿

の証拠力を認めていると指摘しています。同書に次の一節があります。

会計帳簿に証拠性を認める税法条文をもつ国は、世界の150カ国の中で、西ドイツと日本だけであり、日本の法人税法第130条と所得税法第155条が、西ドイツの旧国税通則法（RAO）第208条、新国税通則法（AO）第158条と、同一内容の条文となっており、それは1949年のシャープ勧告以来、日本の税法に取り入れられたものである。

飯塚事件の発生原因——国税関係者等の反発、「別段賞与」をめぐる誤解など

話を飯塚毅会計事務所に戻します。事務所は開業翌年の昭和22年に入ると、どんどん発展していきます。飯塚毅博士は、その契機を、巡回監査と巡回監査報告書というチェックリストの活用にあると、平成9年8月号の『TKC会報』巻頭言に書いています。

また、飯塚毅博士は事務所の発展に向けて欧米の文献についても幅広く涉猟し、事務所経営ノウハウを学んでいます。

例えば日本橋の丸善で手に入れた米国の『もつと儲かる会計事務所の作り方』という本は、「もつと儲かる関与先ポートフォリオの作り方」「貴方と関与先の両者にベストな顧問料の決め方」「関与先との関係を改善する5つのステップ」などが書かれたいわゆるノウハウ本ですが、こうした世界各国の会計事務所の経営関係の文献に触発されて、いろいろなプランを作り実行していく中で事務所が大きく発展していったのです。

ところが、昭和26年11月に事務所最大の危機に見舞われます。内部管理の充実を欠いていたために、職員全員が退職したのです。

それは、関与先が急激に増えて大型事務所になっていく頃ですが、そんなときに、飯塚毅博士のもとに、師である植木義雄老師から手紙が来ています。「おまえはこの点がまずい。こう直せ。今おまえはこう考えている。これはいけない、こう直せ」などと、諫言がなされます。事務所をどんどん発展させて有頂天になっていると、老師からお小言を食らうというわけです。

全職員が退職した翌年の昭和27年12月20日、飯塚毅博士は植木老師から墨蹟

(写真)をおくられます。そこに書いてあるのは次の3行です。

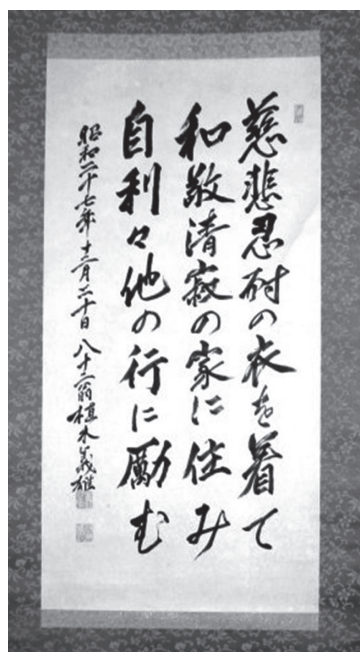
慈悲忍耐の衣を着て
和敬清寂の家に住み
自利々他の行に励む

3行目に「自利々他」という言葉がありますが、この言葉が飯塚毅博士の脳裏に刻まれたのはこの時点からだと思えます。自利々他とは何かと、自分自身を問うことになったと思います。

そして、その10年後、昭和38年8月に「飯塚事件」が起こります。

飯塚事件は、『税のしるべ』(昭和38年8月26日号/大蔵財務協会)などで報道されます。

飯塚事件の発生原因を考えると、次の



植木義雄老師の墨蹟(昭和27年12月20日)

ような点があったと考えられます。

1. 「租税法律主義」の信奉と、これに基づく権利の主張

飯塚毅博士は特に、ドイツの法学者ルドルフ・イェーリングの言葉である「法の目的は平和であり、それを達成する手段は闘争である」を職業上の課題として、非常に重視しておりました。

2. 開業以来18年間に、約600件の異議申し立て、再調査請求、審査請求を行い、一度も負けたことがないという自負心

3. 国税関係者を挑発する発言と文書の配布

前述したように、大学時代に軍事教官に質問して立ち往生させたのと同じようなことを、国税当局者に対しても行っています。書籍『租税正義の実現を目指して

飯塚事件の本質と系譜』(TKC出版)に次のように書かれています。

大野弁護士によって編さんされた『飯塚事件裁判記録』の第十三巻「飯塚税理士の弁明」には次のように記されている。

とあり、次は飯塚毅博士本人が言っていることです。

「飯塚にも相当に思い当たる節がある。例えば、改正法律の説明会等に国税庁から役人がきて、多数の税理士の面前で講義する。飯塚が不審の点を衝くと、たまたま回答に詰まって壇上で赤面する、といった場面が従来はあった。また、税務署の役員との私的交際は皆無に近く、談合でことを解決する態度をとったことがない。立ち会い無用論を唱えて、立ち会いは殆どやったことがない。筋違いな更正処分があれば、必ず反論する。税務当局との理論闘争で敗れた実績がない。したがって、第一線の係長や課長クラスには全く受けが悪い。だから局長や部長が栃木県の視察などに見えろと、飯塚の悪口は山ほど聞かされる、(君は)評判が悪い、と安井部長からは、二度も聞かされた」

性格ですからしょうがないのですけど(会場笑い)、こういうところがあったなと思います。

そうになると、次のような感情が生まれるわけです。

4. 国税関係者と同業者に生まれた「飯塚憎し」の反発

興味深いのは次の5番目です。

5. 現場の訟務官が当初、「別段賞与」を違法と誤解していた

『租税正義の実現を目ざして 飯塚事件の本質と系譜』の「飯塚事件における税務調査と捜査」に、飯塚事件の顛末が書いてありますが、争点となった別段賞与の考え方は、当時の法人税基本通達265に認められている方法ということなのです。

飯塚事件の発生原因の6番目としては、APL（アメリカン・プレジデント・ラインズ）事件から生まれた税務官僚の私怨も挙げられます。

以上の六つだけではないかもしれませんが、総合的にはこうしたことが言えるのではないかと思います。

飯塚事件の勝因は関与先経営者の信頼、事件の公然化、事務所の法的防衛体制など

飯塚事件の国側の違法行為としては、次の点が挙げられます。

1. 税務訴訟2件取り下げ、過去3年遡及修正申告の要求

これは、別段賞与の問題と旅費の問題、遡及的に増額した役員報酬の問題です。ただ、当時の税法は全てそれが規定されておらず、あるいはやってはいけないという規定もなかった。国税側は一方的に要求してきたのです。

2. 脱税指導税理士として実名による記者発表

3. 弾圧的な税務調査（第1次2000名／第2次1500名）

4. 職員4名の逮捕・起訴（証拠隠滅罪／虚偽の議事録作成）

これは、実際に取締役会等が開催されていないにもかかわらず議事録を残したのは証拠隠滅だとされたということです。

5. 職員4名の長期勾留・過酷な取り調べ（47日）

6. 担当検事の勇気の欠落。国税の言いなりに動いた

7. 鹿沼税務署による「税務書類作成等に関する依頼書」の作成

8. 大同生命代理店契約継続を妨害（代理店資格を放棄させられた）

9. 原告側証人100人超による裁判の引き延ばし作戦

10. 原告側証人に脱税者を起用し、被告人の教唆によると証言

11. 寛容を願う飯塚の「上申書」を犯罪告白の証拠として引用

こういうことが、当時の行政によってなされたということです。

では、飯塚事件の勝因は何であったか。以下は、私個人の見解です。

1. 飯塚毅税理士に対する関与先経営者の高い信頼

前述した鹿沼税務署作成による「税務書類作成等に関する依頼書」を、関与先の方が飯塚毅博士のところまで届けに来てくださったのは信頼があったからです。ありがたいお話だと思います。

2. 逮捕された4人の職員の自制心と不当逮捕の確信

3. 社会党（当時）が飯塚事件の究明を党議決定したこと

4. 衆議院大蔵委員会の質疑で事件が公然化したこと

公然化すると、やはり味方になる世論が生まれてくるものです。

5. 自民党の渡辺美智雄代議士による援護射撃

6. 三権分立の下で日本の裁判所が独立していたこと

7. 裁判長裁判官須藤貢判事の洞察力と公正さ

昭和45年11月11日

◎「飯塚事件」の判決文から

(ト) 前記各公判調書中の証人飯塚毅、第五六回公判調書中の証人〇〇〇、飯塚会計事務所発行にかかる身分証明書(写し)によれば、飯塚税理士は同事務所所属の職員に対しては極めて厳格な管理体制のもとに非違、誤謬を仮借しない厳正な態度をもつて日常業務の監督指導にあたっており、職員が顧問先法人の脱税に協力した場合は言うまでもなく、いやしくも顧問先法人の提出した法人税確定申告書が担当職員の誤謬、不正に起因して税務署長の更正決定を受けたり、或いは飯塚所長の業務命令に違反したような場合にも、懲戒解雇をはじめとする厳しい処分をもつて臨んでいたため、職員らもおのずから脱税指導にわたる行為を自戒しつつ執務してきたことがうかがわれる。そうだとすると、同会計事務所職員としては、顧問先法人から謝礼報酬が供されるなどの特別な事情が認められない限り、その職員が右法人に対して脱税の指導を敢てするとはにわかに認定し難く、被告人〇〇〇〇において、右のような特別な事情はこれを認めるに足りる証拠はない。(以下省略)

◎飯塚会計事務所発行にかかる身分証明書(裏面)

職員五禁

- 一、職員に取引の原始的な形成権力はない。故にこれを犯したものは処罰される。但し期末整理起票等は別である。
- 二、職員が所得脱税の補助をした場合は、無条件で処罰解雇される。
- 三、税務調査の際は、要すれば調査事務の手伝はしてよい。但し、税務交渉は厳禁されている。故に之を犯したものは処罰される。
- 四、得意先での飲酒は、遠隔の誘因を作り、所内での飲酒は災害の基因を作る。故に許可なき上記の飲酒は処罰される。
- 五、職員の退職金制度は確立されている。故に集金横領の事蹟あるときは、無条件で処罰解雇される。

8. 飯塚事務所の「身分証明書」に見る厳正な経営哲学

「書類範囲証明書」などに

9. 「書類範囲証明書」などに

よる事務所の法的防衛体制

10. 飯塚税理士の人生哲学

と清廉潔白な生活態度

飯塚毅博士の

四つの職業的使命感の源泉

本日のお話の結論を申し上げます。

飯塚毅博士の職業的使命感の源泉は次の4点と考えます。またその形成に、巨額の米軍駐留経費(終戦処理費)負担に伴う苛斂誅求な徴税といった時代背景が影響を与えているものと思われれます。

1. 遵法精神(正義を愛する心と不正を正す勇氣)

これは、税務当局、経営者、そして自分自身に対してもそうでした。やはり遵法精神は、税理士という職業には絶対不可欠のものとなっているのでしよう。

2. 闘争を厭わぬ精神

先ほどお話したルドルフ・イエーリングの精神であり、「法の目的は平和であり、それを達成する手段は闘争である」「権利のために闘うことは、自身のみならず、国家・社会に対する義務である」という主張です。

3. 税理士という職業を「天職(Beruf)」と心得ていた

したがって、税理士を最も尊敬されるべき職業にする必要があったということです。

4. 「自利トハ利他ヲイフ」の精神

エゴの觀念を人生最大の敵とし、晩年にはこれを超克していたと思います。

遵法精神について申し添えますと、父、飯塚毅博士が亡くなったあとに相続税を納税しましたが、藤沢税務署は私に税金を還付してくれました。信じられるでしょうか。16万6900円も返してくれたのです。おそらく飯塚家の相続税の申告書に感動されたのだと思います。私の母、弟、妹にも還付がありました。その還付の書類は栃木県宇都宮市にある飯塚毅記念館に飾ってあります。遵法精神というのは非常に大切だと感じた次第です。